

高病原性鳥インフルエンザ（H5N1）の
ヒトへの感染防止対応マニュアル

平成 23 年 2 月

神奈川県 保健福祉局 保健医療部 健康危機管理課

本マニュアルの位置づけ

本マニュアルは、養鶏場等において高病原性鳥インフルエンザ(H5N1)が発生した際、ヒトへの感染を防止する対策を中心に記載した。患者発生時の対応は、「鳥インフルエンザ(H5N1)対応ガイドライン(平成20年7月)」に記載されている。

H5N1 以外の高病原性鳥インフルエンザが発生した場合は、その感染性及び病原性に応じて改めて対応を定める。

I 国内で鳥への感染が確認された場合の対応

1 近隣都県(東京都、埼玉県、千葉県、群馬県、茨城県、栃木県、山梨県及び静岡県)で家きんにおける感染が確認された場合

(1) 健康危機管理課の対応

- ・ 各保健福祉事務所、県衛生研究所、県内の保健所設置市の感染症主管課へ情報を提供する。
- ・ 県医師会、県病院協会、県看護協会、県薬剤師会、県医薬品卸業協会へ情報を提供する。

(2) 保健福祉事務所の対応

移動制限区域を所管する市町村感染症主管課、郡市医師会へ情報を提供する。

2 県内の養鶏場で感染が確認された場合

(1) 健康危機管理課の対応

ア 環境農政局からの情報収集

通報があった場合、家畜伝染病予防法に基づき、県内2箇所にある家畜保健衛生所の獣医師・家畜防疫員が養鶏農家に赴き、臨床症状の確認や疫学調査を実施し、簡易検査を行う。

検査の結果、A型インフルエンザ陽性と診断された場合又は陰性でも感染が疑われPCR検査が必要と判断された場合、畜産課は健康危機管理課に連絡する。

イ 健康危機管理課から関係機関への情報提供

- ・ 各保健福祉事務所、県衛生研究所、薬務課、県内の保健所設置市の感染症主管課へ情報を提供する。
- ・ 近隣都県(東京都、埼玉県、千葉県、群馬県、茨城県、栃木県、山梨県及び静岡県)の感染症主管課へ情報を提供する。
- ・ 厚生労働省結核感染症課、県医師会、県病院協会、県看護協会、県薬剤師会、県医薬品卸業協会へ情報を提供する。

(2) 保健福祉事務所の対応

ア 関係機関への情報提供

養鶏場、移動制限区域を所管する市町村感染症主管課、郡市医師会へ情報を提供する。

イ 感染予防のための指導(Ⅱ1を参照)

ウ 積極的疫学調査の実施(Ⅱ2を参照)

3 県内で野鳥等から感染が確認された場合

(1) 健康危機管理課の対応

ア 環境農政局からの情報収集

野鳥の不審死に関する情報提供が住民等からあった場合は、「野鳥の不審死に係る県鳥獣行政担当部局の対応マニュアル(平成 21 年 1 月環境農政局策定)」により対応する。住民等からの通報に基づき、簡易検査の実施が必要な場合には、県自然環境保全課(横浜市、川崎市)又は各地域県政総合センター環境部が、県央又は湘南家畜保健衛生所に依頼し、簡易検査を行う(状況に応じて各地域県政総合センター環境部が行う)。

A型インフルエンザ陽性と診断された場合又は陰性でも感染が疑われ PCR 検査が必要と判断された場合、畜産課又は自然環境保全課は健康危機管理課に連絡する。

イ 食品衛生課からの情報収集

愛がん鳥の原因不明の大量死等については、「愛がん鳥の不審死に対する対応マニュアル(平成 23 年 2 月保健福祉局食品衛生課策定)」により対応する。保健福祉事務所が調査し、当該保健福祉事務所又は動物保護センターが簡易検査を行う。A型インフルエンザ陽性時等の際は、食品衛生課又は保健福祉事務所が健康危機管理課へ連絡する。

ウ 健康危機管理課から関係機関への情報提供

- ・ 各保健福祉事務所、県衛生研究所、県内の保健所設置市の感染症主管課へ情報を提供する。
- ・ 近隣都県(東京都、埼玉県、千葉県、群馬県、茨城県、栃木県、山梨県及び静岡県)の感染症主管課へ情報を提供する。
- ・ 厚生労働省結核感染症課、県関係機関、県医師会、県病院協会、県看護協会、県薬剤師会、県医薬品卸業協会へ情報を提供する。

(2) 保健福祉事務所の対応

ア 情報提供

管内市町村感染症主管課、郡市医師会へ情報を提供する。

特に死亡野鳥類等が確認された住所地を所管する市町村へは詳細な情報を提供する。

イ 感染予防のための指導(Ⅱ1を参照)

ウ 積極的疫学調査の実施(Ⅱ2を参照)

Ⅱ 鳥への感染が確認された場合のヒトへの感染防御対策

1 感染予防のための指導

発生地を所管する保健福祉事務所は、必要に応じて、家きんの場合は家畜保健衛生所、野鳥の場合は地域県政総合センター環境部と調整のうえ、感染鳥類等の防疫作業に従事する者に対して、以下のことを指導する。

- (1) 作業中は毎日作業前後の健康状態を把握すると共に、作業終了後も 10 日間の健康観察が必要となる。
- (2) 作業従事に当たっては、手洗いやうがいの励行や、適切な個人感染防御用具(Personal Protective Equipment、以下PPE)の着用等、必要な感染防御手段を講ずるよう徹底する。

ア 鳥の殺処理従事者

N95 マスク、ゴーグル、頑丈なゴム手袋、防護服、長靴の着用等を指導し、徹底する。

イ 食鳥処理関係者

作業服、マスク、手袋等の通常の防護措置に加え、ゴーグルを装着する等を指導し、徹底する。

ウ 農場従事者

作業中は、通常の衛生対策(専用作業服、マスク、帽子、手袋、長靴)を徹底し、作業後は、うがいや手洗いを励行する。

(3) 従事に当たっては健康状態に十分留意する。

2 積極的疫学調査

発生地を所管する保健福祉事務所は、家きんの場合は家畜保健衛生所、野鳥の場合は地域県政総合センター環境部と協力連携し、感染症法第 15 条に基づき周辺の鳥類等の感染状況、感染原因等の調査を行う。また、感染鳥類又はその排泄物等(以下「感染鳥類等」という。)に接触したすべての者(以下「接触者」という。)について、感染鳥類等との接触の状況に関する質問を行い、接触の状況に応じ、以下の必要な調査等を実施する。

なお、質問又は調査が速やかに実施できるよう、接触者の電話番号(携帯電話を含む)、住所等の連絡先を確認しておく。

健康観察は、原則対象者の勤務地を所管する保健福祉事務所が実施するが、対象者多数等十分に健康観察できないと判断された場合には、健康危機管理課を通じて、他の保健福祉事務所に協力を依頼する。また、対象者が県内の 5 保健所設置市又は他県から派遣された場合には、健康危機管理課が当該市又は当該県に健康観察を依頼する。

(1) 感染鳥類等と直接接触し、その際に適切なPPEを着用していなかった者

ア 健康調査の内容

(ア) インフルエンザ様の症状の有無を確認する。

(イ) 感染鳥類等との直接接触後 10 日間(最終接触日を 0 日として 10 日目まで)は、保健福祉事務所による指導のもと健康観察(発熱(1 日 2 回の検温)、咳、痰、体重減少、食欲不振等)を行うよう要請する。保健福祉事務所においては可能な範囲で電話等により健康状態を聴取すること。また、この間は、公共の場所での活動を可能な限り自粛するよう要請するとともに、やむを得ず外出する際にはマスクの着用を指導する。

鳥インフルエンザ(H5N1)の感染を疑うような症状が発現した場合には、直ちに保健福祉事務所に相談するよう要請する。

(ウ) 鳥インフルエンザ(H5N1)の感染を疑うような症状を呈した旨の相談を受けた保健福祉事務所は、必要と判断される場合には、マスクを着用し速やかに感染症指定医療機関への受診を勧奨し、医師による診断及び治療が適切に行われるよう配慮する。

なお、受診前に保健福祉事務所は医療機関に連絡するとともに、患者へは、受診の際に感染鳥類等との接触の機会があったこと及びこれまでに実施した検査の結果を医師に伝えるように要請する。

(エ) その他必要と認める検査を行う。

イ 抗インフルエンザウイルス薬の投与

感染鳥類等と直接接触し、その際に適切なPPEを着用していなかった者の明示の同

意が得られた場合については、予防投与が行われるようにする。

(2) 適切なPPEを着用した上で、感染鳥類等と直接接触した者

ア 健康調査の内容

(ア) インフルエンザ様の症状の有無を確認する。

(イ) 感染鳥類等との接触の間及びその終了後 10 日間(最終接触日を 0 日として 10 日目まで)は、保健福祉事務所による指導のもと健康観察を行い、この間に鳥インフルエンザ(H5N1)の感染を疑うような症状が発現した場合には、直ちに保健福祉事務所に相談するよう要請する。

(ウ) 鳥インフルエンザ(H5N1)の感染を疑うような症状を呈した旨の相談を受けた保健福祉事務所は、必要と判断される場合には、マスクを着用し速やかに医療機関(感染症指定医療機関が望ましい)への受診を勧奨し、医師による診断及び治療が適切に行われるよう配慮する。

なお、受診前に保健福祉事務所は医療機関に連絡するとともに、患者へは、受診の際に感染鳥類等との接触の機会があったこと及びこれまでに実施した検査の結果を医師に伝えるように要請する。

イ 抗インフルエンザウイルス薬の投与

適切なPPEを着用していた限り感染の可能性は極めて低く、予防投与の必要性はないと考えられるが、感染野鳥の解剖作業に従事した場合等感染鳥類との接触状況や、接触者に感染が疑われる等の状況に応じて、感染鳥類等と直接接触した者の明示の同意が得られた場合については、予防投与が行われることが望ましい。

(3) 感染鳥類等との直接の接触はないが、発生場所の周辺地域に居住等をしている者

ア 健康調査の内容

鳥インフルエンザ(H5N1)の感染を疑うような症状を呈した旨を、周辺地域住民から相談を受けた保健福祉事務所は、症状発現前 10 日間の鳥類等との接触状況について確認し、必要と判断される場合には、速やかに医療機関への受診を勧奨し、医師による診断及び治療が適切に行われるよう配慮する。

イ 抗インフルエンザウイルス薬の投与

予防投与の必要はない。

(4) 家きんの大量殺処理従事者

(2)と同様に対応するが、長時間作業でマスクがずれること等適切に PPE を着用していなかったと考えられるときには、(1)の対応とする。

※ 調査の様式については、「鳥インフルエンザ(H5N1)対応ガイドライン(平成 20 年 7 月健康増進課)」を準用する。

※ 予防投与については、健康観察を実施した保健福祉事務所又は受診した医療機関の医師が行う。原則、タミフルカプセル 75mg を1日1カプセル、10 日間投与する。

Ⅲ 要観察例、疑似症患者、患者発生への対応

医療機関の受診の結果、鳥インフルエンザ(H5N1)の感染が疑われる患者が発生した場合の対応については、「鳥インフルエンザ(H5N1)対応ガイドライン(平成20年7月健康増進課)」を参照

厚生労働省から発出された関連通知

- (1) 国内の鳥類における鳥インフルエンザ(H5N1)発生時の調査等について(平成18年12月27日健感発第1227003号、最終改正H20年5月12日)
- (2) 野鳥等における鳥インフルエンザ(H5N1)の発生への対応について(平成20年10月1日健感発第1001001号)
- (3) 鳥インフルエンザ(H5N1)に係る積極的疫学調査の実施等について(平成18年11月22日健感発第1122001号、最終改正H20年5月12日)

※上記通知は、厚労省ホームページからダウンロード可

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou02/01.html>

参考ホームページ

【神奈川県】

エイズ・感染症情報(健康危機管理課)

<http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/kenkou/kansensyou/kansenshou-top.html>

感染症情報センター(衛生研究所)

http://www.eiken.pref.kanagawa.jp/003_center/03_center_main.htm

【厚生労働省】

感染症情報

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou.html>

感染症情報センター(国立感染症研究所)

<http://idsc.nih.go.jp/index-j.html>